

告 示

埼玉県告示第千三百七十三号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十七年十二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
富田 年郎	肢体不自由	富田脳外科クリニック	羽生市南三―三―十一	平成二十三年十月十七日
一之瀬 信子	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能	仲町診療所	深谷市上野台三千百四―一	平成二十六年十一月二十八日
小山 昌三	呼吸器機能障害	医療法人新青会川口工業総合病院	川口市青木一―十八―十五	平成二十七年二月一日
當銀 正幸	心臓機能障害	医療法人財団明理会イムス富士見総合病院	富士見市大字鶴馬千九百六十七―一	平成二十七年四月一日
島 克司	肢体不自由	医療法人社団医鳳会並木病院	所沢市東狭山ヶ丘五―二千七百五十三	平成二十七年六月一日
町田 隆一	肢体不自由	医療法人社団東光会戸田中央リハビリテーション病院	戸田市本町一―十四―一	同
今井 大介	視覚障害	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三十八	平成二十七年九月三十日

加藤 宏一
肢体不自由
社会福祉法人恩賜財団済生会支
部埼玉県済生会栗橋病院
久喜市小右衛門七百十四―六
平成二十七年九月三十日

立川 富也
肢体不自由
医療法人上尾整形外科
上尾市大字川二百八十九―四
平成二十七年十月三十一日

松村 治
じん臓機能障害
医療法人蒼龍会武蔵嵐山病院
比企郡嵐山町太郎九百三十五
平成二十七年十一月一日

大久保 清一郎
ぼうこう又は直腸機
能障害、小腸機能障
害
医療法人啓仁会所沢ロイヤル病
院
所沢市北野三―一―十一
平成二十七年十一月十八日

島田 佳明
視覚障害
埼玉医科大学病院
入間郡毛呂山町毛呂本郷三十
八
平成二十七年十一月十九日

大木 隆太郎
視覚障害
埼玉医科大学病院
入間郡毛呂山町毛呂本郷三十
八
平成二十七年十一月二十五日

服部 和男
肢体不自由
医療法人社団博悠会朝霞整形外
科・外科
朝霞市幸町二―七―四十一
同

安達 直人
肢体不自由
医療法人社団哺育会白岡中央総
合病院
白岡市小久喜九百三十八―十
二
平成二十七年十一月二十七日